

特定教育・保育施設等の利用定員について(事業者の変更)

1 利用定員とは

教育・保育施設等が、子ども・子育て支援新制度における給付を受けるための基準となる定員で、認可定員とは別に、実際の利用状況等を踏まえて、認可定員と一致させることを基本としつつ、認可定員の範囲内で設定する必要があります。

2 利用定員設定の手続き

利用定員の設定にあたっては、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、その施設区分及び事由により、子ども・子育て会議への意見聴取や県知事への届出が必要となります。

この意見聴取では、設定される利用定員が、需要に対して供給過多または過少になっていないかなどについて、意見をいただきます。

施設区分 (主な施設)	事由	子ども・子育て会議 への意見聴取	県知事への届出
特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	新設	○	×
	新設(事業者の変更)	○	×
	変更(増員)	×	×
	変更(減員)	×	×

3 令和5年度 新規認可施設(設置運営者変更)に係る利用定員予定人数

まめまめ保育園

(単位:人)

設置運営者	施設の種類	区分	認可定員	利用定員					計
				1号認定	2号認定 (3歳以上児)	3号認定		計	
						0歳児	1・2歳児		
株式会社season	事業所内保育事業	地域枠	4	0	0	1	3	4	4
		従業員枠	11	0	0	2	9	11	11



株式会社万緑	事業所内保育事業	地域枠	4	0	0	1	3	4	4
		従業員枠	11	0	0	2	9	11	11

※認定区分

1号認定(教育標準時間認定): 満3歳以上の教育を希望する子ども

2号認定(保育認定): 満3歳以上の保育を希望する子ども

3号認定(保育認定): 満3歳未満の保育を希望する子ども

<参考>

○待機児童の状況

(単位:人)

定義	時点	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
待機児童(国定義)	令和3年10月1日	31	7	6	1	1	0	46
	令和4年4月1日	3	8	1	1	0	0	13
	令和4年10月1日	23	8	1	1	0	0	33
	令和5年4月1日	3	5	3	0	0	0	11
待機児童(実数)	令和3年10月1日	54	16	10	2	1	0	83
	令和4年4月1日	5	14	6	1	0	1	27
	令和4年10月1日	50	22	4	2	0	1	79
	令和5年4月1日	4	16	5	3	0	0	28

待機児童(国定義): 待機児童(実数)のうち、国が定義する除外要件(特定の保育所のみを希望している、企業主導型保育事業など保育所以外の保育サービスを既に利用している、保育所に入所できたら求職活動を始める等)に該当する待機児童を除いた人数。

待機児童(実数): 保育所への利用申し込みをし、保育の必要性を認定されているが、希望する施設に空きが無いなどの理由により調整がつかず、入所調整を待っている状態の児童。